

＜新型コロナウイルス感染症の影響下における取組事例＞

○実質化に向けた話し合い等の取組を再開できるまでの間の取組事例

（兵庫県丹波篠山市）

市、JA、普及センター、県農林事務所等が連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域の話し合いが行えない中で何ができるかを検討。

その結果として、市の人・農地プラン推進員が、

- ・人・農地プランの実質化とは何か、
- ・実質化の進捗状況、
- ・実質化に取り組んだ農家の声

などを、集落協力員や関係機関に発信する

「丹波篠山人・農地プラン通信」（別添1）の作成・配付を開始。

（岐阜県農業会議）

with コロナ対策として、農業委員・推進委員への「庭先・畦道」訪問による「〇〇地域農業未来図アンケート」と、事務局を中心とした推進チームで地域ごとに提案するプラン方針の原案や推進方法等を考える「戦略会議」の実施を提案（別添2）。

○非対面型での意見集約手法の事例

（千葉県）

地域農業の振興や災害対応のために、実質化された人・農地プランの地区や中心経営体への各種支援の活用に向け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況にあっても、実質化を早期に完了させたい地域がある。

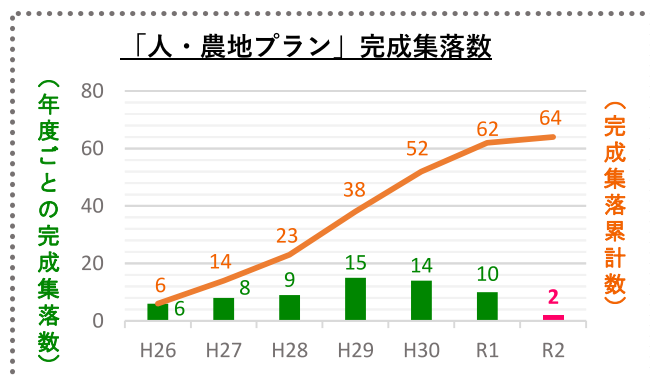
こうした地域におけるやむを得ない対応として、**非対面型での意見集約の手法**について県内市町村に**提案**（別添3）。

（※千葉県の手法は、千葉県の実情に即したものとして検討されたものです。

この取組を参考にしながら、それぞれの地域に合った手法を御検討ください。）

人・農地プランを 作成しませんか？

丹波篠山市では、「人・農地プラン」を集落の農業や農地を守る設計図として位置づけ、農家の皆さんに集落ごとの農業のあり方を考えていただくことに重点を置いてプラン作成を進めています。プラン作成に取り組み、話し合いを重ねる中で、農地を守るための具体策が一つでも出てくれば大きな前進です。より多くの集落の皆さまに「人・農地プラン」を様々な視点から具体的に知っていただくため、市内の取組状況や事例を中心に情報をお届けします。



令和2年5月末時点で64集落(農業集落231集落中)がプランを作成されています。また、現在約10集落が作成途中です。

「人・農地プラン」作成の流れ

- 1・集落役員がプランについて学ぶ
(市の担当者が説明します)
- 2・集落の農家全員でプランについて学ぶ
- 3・意向調査を実施する
- 4・意向調査結果を基に、集落の問題解決に向けた話し合いを持ち、プランをまとめる
- 5・関連資料とともに市へ提出

意向調査からわかること

- ・経営者の年齢、農業後継者の有無
 - ・各農家の将来5年間の経営意向
(規模の拡大、縮小、現状維持など)
 - ・5年の間に貸付を希望する農地の有無
- * 意向調査の集計や地図化などの作業は市の担当者が行います**

プランとしてまとめる内容

= 「今後の地域農業の在り方」

集落内で耕作されなくなった農地が出てきたらどうするのか？これからの担い手をどうするのか？について、具体的な方策を検討する

人・農地プラン推進交付金が支給されます

人・農地プランを作成するための話し合いなどに要する経費を支援します。

- ・対象：人・農地プランを作成する集落
- ・助成金額：10万円／1集落あたり（1回限り）

プラン作成済み集落に対する補助制度が充実してきています

【参考】水稻用機械の補助率（対象：集落営農組織）

プラン作成済	35%以内(新品210万円、中古100万円)	田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機、糶摺り機、計量器、糶粗選機、石抜き機、ロータリー、ドライブハロー
プラン未作成	20%以内(新品120万円、中古60万円)	



人・農地プラン 事例集 VOL.1 【味間新】

H31年2月完成

平成30年時点の集落の現状

農地面積：約10ha
農家戸数：17戸(水稻・果樹)
全て兼業農家／ほとんどの
農地が農振地でない／高齢
化と後継者不足による宅地
への売却が進む

「人・農地プラン」への取り組みをきっかけに生産組合を立ち上げるまでに至った味間新集落。プラン説明会に参加(H30.8月)→プラン完成(H31.2月)→生産組合設立(R2.3月)と、順調に進んで来られた味間新の、プラン作成に至る経緯や現在の取り組み、今後の展望について農会長の金井秀一さんにお話を聞きました。

「人・農地プラン」説明会に参加されたきっかけは何ですか？

以前は、サラリーマンとして土日に稲作を淡々とこなしていましたが、農会長を務めるようになってから、今まで気づかなかった村の農地や耕作者の現状が何となく見えるようになっていきました。特に、農業は一朝一夕に技術継承ができるものではないため、このままでは集落の農業・農地は守れなくなるという危惧がありました。また、市や関係機関など外の目が入ることで、村の農業の現実を客観的に見られる良い機会になるのではないかと思います、その頃1ha以上耕作していた農家3人で、プラン説明会に参加しました。



プラン完成までに苦労されたことは何ですか？

プランについては、いざ村の農家さんたちに説明しようと思うと内容が難しく、次のステップに進むことができないでいました。また、周りには今さら村の農業について議論してもムダという冷めた意見もありました。そんな中ある農家さんに、プランを進めよう！と強く背中を押してもらったことで、市に集落全体説明会をお願いしようと思い立ち、その後スムーズに進んでゆきました。

プラン作成後の取り組みについて教えてください

1年に3回程度、12人の農家で、よろず相談会のような農家集会を開催していますが、意見は出にくいものです。そこで、質問や困り事、頼み事など何でも思いつくことを無記名で紙に書いてもらい、意見や要望を拾い集めています。

生産組合については、市から適切な情報提供をいただきながら、立ち上げメンバーとなった3人で1年間勉強会をもっていました。最後には農都創造政策官を講師に招いて講習会を開き『味間新農(みのり)生産組合』立ち上げに至った次第です。

最近の関心事、これからのことについて

農業に関する問題点は今も変わっていません。農業はしんどい作業が多いですから、後継者の皆さんが取り組みやすいよう機械化を進める方向で、オペレーター講習会への参加などを勧めています。大事にしているのは、次の若い世代の人同士のつながりをつくっていくこと。様々な会を開くときに親子での参加を呼びかけ、少しでも顔見知りが増えるようにと心がけています。「モノ」や「カネ」より、まず「ヒト」を育てることが先だと思っています。

これからプランに取り組もうとしている集落へのアドバイスを

とりあえずあまり難しく考えないで、意向調査をして村の農業・農家の現状を把握されたいかがでしょうか？そこから農家さんが抱える共通課題が見えてくるのではないのでしょうか。最初はわからないことだらけですが農都政策課の担当アドバイザーに質問をぶつけてみてください。



▲金井さん(右)、金井さんが背中を押してもらったという藤原さん(中)、そして斎藤さん(左)。生産組合立ち上げメンバーの3人です。市の補助金を活用して購入した畦塗機は大活躍だ。

人・農地プラン推進員より一言

★生産組合も何もないところから、プラン作成をきっかけに生産組合が立ち上がるというケースは珍しく、非常に素晴らしいということで、通信の第1号に掲載させていただきました！(T.K)

★今回取材に当たって畦塗機の写真撮影のため藤原さんの農業倉庫を訪問。「畦塗機の保管場所も役員3人で1年ずつ順繰りに回しています。そうでないと保管している人のモノという意識ができて遠慮が出たりするから」と金井さん。こういう細やかな配慮がいいなあと思いました。(A.O)

第2期農業委員会活性化大作戦の取組提案

令和2年6月
(一社)岐阜県農業会議

<農業委員会を取り巻く状況>

○全農業委員会 新体制2期目に移行(令和2年8月～)

○人・農地プラン実質化(令和3年3月末まで)

県内の状況(R2.5)

- ①農地利用のアンケート調査
②アンケートを基にした地図の作成
③地域の徹底した話合い
- 工程

プラン作成地区	267
既に実質化地区	84
実質化に向けた工程表作成地区	139
工程表未作成地区(検討中)	9

○改正農地中間管理事業法 農業委員会の役割

- ①農地所有者の農地利用意向の情報提供
②委員の地域の話合いへの出席

<課題>

○農業者を集めた大人数での地域の話合いができない

○人・農地プランを早期に実質化し、農地利用の最適化の推進に移るため、
新型コロナウイルス感染症対策に配慮した活動が必要

3つの具体的な取組提案

農業委員・推進委員が中心となった

『農地の集積・集約化のマッチング活動』

農業委員・推進委員による『農業者の意見集約』

農業委員・推進委員が『農業者の代弁者となった話合い』

農業委員・推進委員による『農業者の意見集約』

①『地域農業未来図アンケート(仮称)』 別紙1【新規】

地域の話合いができない状況下でも、人・農地プランの「中心経営体への農地の集約化に関する将来方針」やそれを実現するための取組方針に反映するため、農業者や担い手を戸別訪問し、意見をアンケートにより把握する。

農業委員・推進委員が『農業者の代弁者となった話合い』

②アンケートを基に『委員と農業関係者が話合い』【新規】

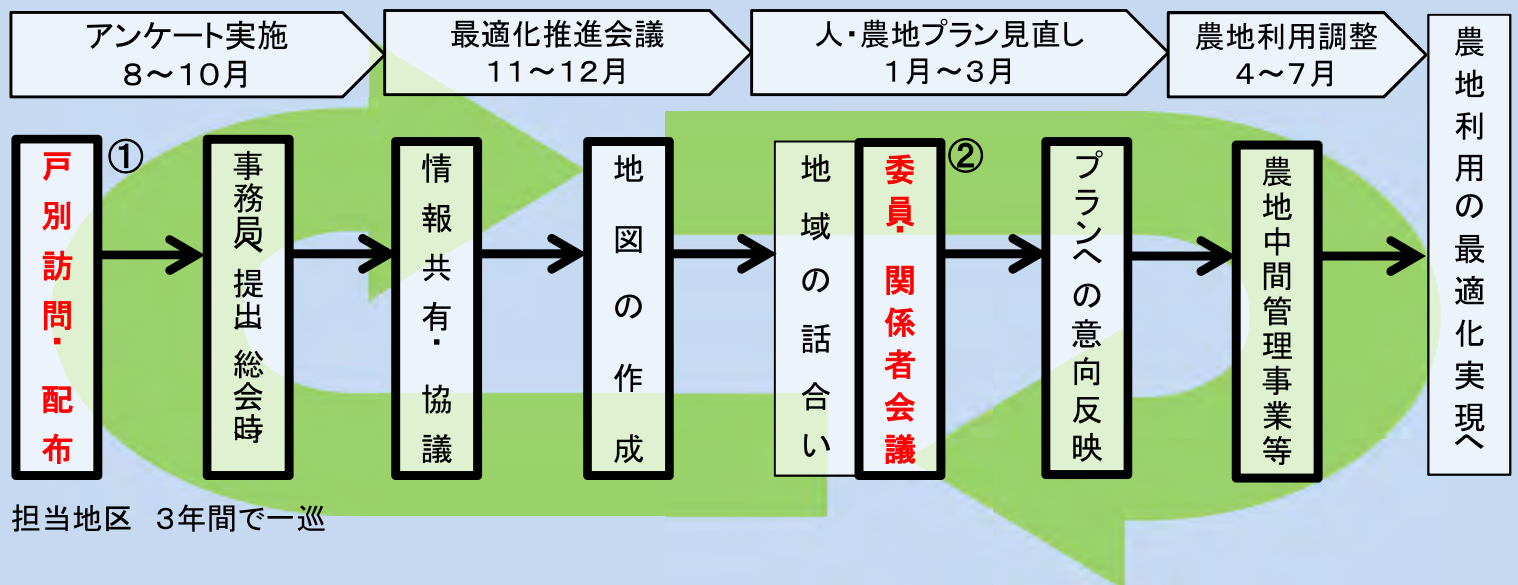
様々な事情で農業者の多くが話合いに参加できない場合、農業委員・推進委員や実情に詳しい農業関係者が参加できない農業者の意向を代弁するよう努めることとされている(人・農地プラン実質化の推進における留意事項について(令和元年12月17日付元経営第2014号))。

委員と農業関係者(担い手組織代表、農事改良組合長、関係機関など)で地域の話合いに代わる会議を開催し、①及び②のアンケートで把握した意向や意見を、委員が話合いで代弁し、プランの将来方針に反映する。

また、話合いの結果を農業者にフィードバックし、農地貸借の利用調整を進めていく。

<1年間の農地集積・集約化の業務イメージ>

※コロナ禍では太枠フローにより実施
※戸別訪問は庭先・畔道対面



③『農地意向アンケート』 別紙2【継続】

「新・ぎふ農業委員会活性化大作戦」で取り組んできた、自作地を所有する農業者へのアンケートによる利用意向の把握を継続。

既に実施済みの農業委員会は、未実施地区や未回答の農業者や、集約化に向けた利用権の交換などを中心にアンケートを実施し、委員任期3年間に担当地区の概ねの意向把握を目指す。

(別紙1)

農業者 様

〇〇地域農業未来図アンケート 〇〇市農業委員会 (例)

農業委員会では、農業者のみなさんの意見を聞いて、地域の農業の将来方針を作成し、耕作する(したい)方や農業法人への、貸し借りを進めています。つきましては、5～10年後の地域の農業がどうなってほしいか、みなさんのご意見を方針に反映したいので、下線・各問の回答にご協力下さいますようお願いいたします。

令和 年 月 日

どなたが回答いただきましたか？

住所

☐世帯主 ☐配偶者

氏名

☐世帯主の子 ☐子の配偶者

☐世帯主の孫 ☐孫の配偶者 ☐その他()

問1 〇〇地域の将来の農業は、どうなってほしいと思いますか(○をつけて下さい)

- ① 地域内の主要な農業の担い手を中心に耕作して欲しい(または、していきたい)
- ② 農地所有者やその親族など、みんなで耕作をして欲しい(または、していきたい)
- ③ 地域外の農業の担い手や新規就農者を受け入れ、耕作して欲しい
- ④ その他()

意見など自由記述欄

問2 将来も耕作されるためには何が必要だと思いますか(いくつでも○をつけて下さい)

- ① 畔をとったり、耕作地を交換して、耕作者ごとの耕作地をまとめていくこと(農地集約化)
- ② 農地の大区画化工事をしていくこと(所有者負担なしの圃場整備など)
- ③ 所有者、耕作者みんなが協力して畦畔・法面の草刈や農道・水路管理
- ④ 所有者、耕作者みんなが協力して侵入防止策の設置など鳥獣害対策
- ⑤ その他()

意見など自由記述欄

記入いただいた個人情報、回答は〇〇市および〇〇市農業委員会の農地利用調整業務以外には使用いたしません。

ご協力いただきありがとうございました

〇〇市農業委員会			
農業委員・農地利用最適化推進委員		〇〇 〇〇	
住所	〇〇市△△1-1	電話	〇〇〇()〇〇〇〇
事務局住所	〇〇市△△1-1(市役所内)	事務局電話	〇〇〇()〇〇〇〇

農地意向アンケート(例)

農業委員会では、農地所有者の方が農地を耕作できなくなる前に、耕作する(したい)方や農業法人に、引き継いでいく取り組みを進めています。つきましては、所有される農地を今後どうされるかアンケートの下線・各問について回答にご協力下さいますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住所

氏名

電話

問1 現在所有する農地は誰が耕作していますか(○をつけて下さい)

- ①所有者 ②後継者 ③親戚 ④知り合い ⑤その他() ⑥耕作していない

問2 現在所有する農地を今後どうしたいですか(○をつけて下さい)

- ①問1の耕作継続 ②貸したい(相手決まっている) ③売りたい(相手決まっている)
④貸したい(相手決まっていない) ⑤売りたい(相手決まっていない) ⑥分からない

問3 問2で②～⑤と回答した方は、その農地と貸したい・売りたい時期を記入下さい

所 在	地目 (田・畑)	面積 m^2	貸したい・売りたい 時期 ※1	貸したい・売りたい 相手※2

※1 次から選択して下さい(①すぐに ②半年～1年以内に ③1年から3年以内に
④3年～5年以内に ⑤5年以上先に ⑥分からない)

※2 相手が決まっている、あるいは、相手に希望があれば記入下さい

問4 問2で④・⑤と回答した方は、HP等で公開し相手を広く募集することを希望しますか

(○をつけて下さい なお住所・氏名などの個人情報とは公開されません)

- ①希望する ②希望しない ③分からない

問5 農地を借り受け、規模拡大したい場合は記入下さい

借り受けしたい地区	借り受けしたい 時期 ※3	借り受けしたい 地目(田・畑)	借り受けしたい 面積 m^2

※3 次から選択して下さい(①すぐに ②半年～1年以内に ③1年から3年以内に
④3年～5年以内に ⑤5年以上先に ⑥分からない)

記入いただいた個人情報、回答は〇〇市および〇〇市農業委員会の農地利用調整業務以外には使用いたしません。

ご協力いただきありがとうございました

〇〇市農業委員会			
農業委員・農地利用最適化推進委員		〇〇 〇〇	
住所	〇〇市△△1-1	電話	〇〇〇()〇〇〇〇
事務局住所	〇〇市△△1-1(市役所内)	事務局電話	〇〇〇()〇〇〇〇

**感染症予防対策のための「人・農地プランの実質化」の
「話し合い」に代わる対応について**

千葉県農林水産部農地・農村振興課

- ① 市町村は、アンケートを実施、結果を分析しグラフ等を用いた提示用資料を作成（アンケート結果から、実質化の対象地区内の耕地面積の過半について、農業者の年齢と後継者の有無が確認されていることを確認する）
- ② 市町村（又は農業委員会）は、実質化の対象地区の地図に、アンケートで確認した農業者の年齢構成及び後継者の確保状況を記載。
あわせて、大字界、認定農業者耕作地、利用権耕作地、田、畑の位置を明示。
- ③ 市町村は、アンケート結果、地図を基に「中心経営体への農地の集約化に関する将来方針」（原案）を作成し、市町村担当者、農業委員・推進委員又は集落代表者等が、アンケート結果、地図、方針（原案）を対象地区の担い手等に郵送（又はメール）の上、電話して内容説明後、意見記入用紙に意見の有無について聴き取るとともに対応記録を作成（保存）する。
- ④ 市町村や集落代表者等は、対象地区の担い手等と協議した方針（案）、アンケート結果、地図を地区内全ての農業者及び農地所有者に送付。（※土地持ち非農家にまで意見を聴くかどうかは、現場の判断でよい。）
送付時に意見の有無が確認できるよう意見の記入用紙を添付することにより、意見を述べられるようにする。
- ⑤ 提出のあった意見を方針（案）に反映し方針（修正案）を地区内全ての農業者及び農地所有者に送付。
期日を定め意見の聴取期間を設けるとともに、期日までに意見の申出がなかった場合については賛同いただいたものと同じ扱いとすることを明記して通知する。
意見を提出した方がいる場合、その意見を反映するのであれば、再修正案を作成し、再度、意見を聴取する。意見を反映しない場合には、再意見を提出した方に個別に電話連絡し、事情を説明する。
- ⑥ 市町村は、対象地区において、上記の手順を踏んでいることを確認した上で、検討会に諮り（持ち回りで構わない）、実質化された人・農地プランとして取りまとめ・公表。

※全ての過程において対応記録を残すとともに、返送された意見なども保管し、「地域の徹底した話し合い」と同等の手順を経たことを説明できるようにすること。